

第3回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成23年11月22日（火）
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

- 1 第1回及び第2回会議議事要旨の確認について
- 2 協議事項にもとづく意見交換について
- 3 その他について

（添付資料）

- 資料1 第3回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第1回修正案）
- 資料3 第2回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料4 殺処分ゼロに向けた取り組みについて

第 3 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 眞智子
市 民	桑畑 和子
市 民	三田 一三
尼崎市健康福祉局参与 ※代理出席	辻本 正樹

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局生活衛生課長	後藤 修志
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター技術員	山崎 綱士

第 1 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第 1 回修正案）

1 日 時

平成 23 年 9 月 6 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで。

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 10 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、
福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

(2) 事務局等 5 名

辻本健康福祉局参与、後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当
係長及び山崎技術員

4 議事の概要

(1) 委嘱状交付

辻本参与から 10 名の委員に尼崎市動物愛護管理推進協議会委員の委嘱状が交付された。

(2) 挨拶

辻本参与が開会の挨拶を行なった。

(3) 委員等の紹介

事務局が委員等の紹介を行なった。

(4) 委員の自己紹介

10 名の委員が順次自己紹介を行なった。

(5) 協議会設置要綱の修正要望

2 名の委員から協議会設置要綱の修正要望があったが、協議の結果、現行どおり行うこと
を確認した。

(6) 会長選出

事務局から会長の選出について委員に諮ったところ、1 名の推薦があったが、本人が固辞
した。改めて諮ったところ大参委員から立候補の意思表示があり、委員全員の賛同を得られ
たため会長に就任した。会長代理については、会議終了時に会長から三田委員の指名があり

委員全員の賛同を得た。

(7) 協議会の趣旨説明

後藤生活衛生課長が協議会の趣旨説明を行い、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

資料7で提言の現状と課題がまとめられているが、これらは市の各部署で共有されているのか。現状と課題について検討会議の委員から市にボールが投げられている。それに対する市の答えを示して欲しい。

【事務局】

本来ならば提言を受けて市の行動計画を作成し、それに基づいて具体的に行動するパターンが多いが、今回は実践を急ぐということもあり、できることから行なっていく、同時平行的に市としての考え方を統一していくように考えている。

【委員】

玉虫色で書いてあるが、時間や費用がかかること、すぐできることなどの分類をして欲しい。それがそのまま協議会を進めるのは目的がはっきりしないのではないか。

前回の検討会議と今回の協議会は違うものであるから、区切りとして検討会議の提言に対しての市としての答えを示すべきと考える。

【事務局】

市としても一定の整理はしている。協議会に諮りながら実際に具体化するためのアイデアを出していかなければならないは、それを市から示すことは失礼だと考えている。

委員の皆さんから意見や宿題をいただいた中で、再度整理し直すことが必要だと思う。提言を受けたのち、市として整理したものを次回資料として出す。

(8) 協議会の運営について

ア 傍聴の取り扱いについて

事務局から資料3に基づく説明があり、協議の後、原案どおり取り扱うこととなった。
(※この後、3名の傍聴希望者が入室した。)

イ 会議資料及び議事要旨の公開について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり公開することとなった。
また、ホームページに掲載する会議資料については、事務局が事前に配布したものに限る（委員が当日配布した資料は掲載しない）こととなった。

ウ 今後の協議会の進め方について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり進めていくこととなった。会議を続ける中で、具体的に可能なアイデアが決まれば、すぐに取り組んでいくこととなった。

(9) 尼崎市における動物愛護管理業務の現状と提言の概要について

事務局から資料6及び資料7に基づく説明があった。

(10) 今後の協議事項の抽出について

事務局から資料8に基づく説明があり、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

殺処分ゼロを目指すには不妊去勢手術が必要であり、収容される動物の数を少なくすることを考えなければいけない。そのためには費用が必要である。

市の助成金はありがたいがわずかである。活動をしている人はかなりの金額を個人で負担している。財源さえ確保できたら、ほとんどの問題は解決できるのではないかと。動物愛護基金のようなもの考える必要がある。

【委員】

以前のケネル事件、直近のソムノペンチルの6本紛失等の再発防止の取り組みについての協議が必要だと思う。

(※事務局補足説明：ソムノペンチル紛失の事実はありません。)

警察との連携のあり方についても協議事項に入れて欲しい。

動物愛護センターの見回り番、チェックシートを作成して輪番制で関わりたい。

動物愛護センターに引取りを求めた飼い主への説明などに関わりたい。

市内の学生など若い世代へのアプローチが必要である。

【会長】

個別にではなく、啓蒙普及や動物愛護センター業務のサポートのようなことができればと思う。普及啓発に関して、今以上に細かく、できること、できないことを分けていくべきである。

【委員】

警察の協議会への参加はどうなっているのか。

【事務局】

協議会を開催するにあたり市内3警察署に打診したが、参加できない旨の回答があった。

【委員】

兵庫県警からの通達として、明らかに飼い主がいるであろうと見られるねこ、首輪をつけているねこに関しては拾得物として扱うという通達が出ている。今回入っている首輪のあるねこは拾得物として扱われずに、一時預かりとなって警察に入り、今動物愛護センターにいる。西宮市は同じような事例で警察と行政、ボランティアが連携している。

【事務局】

警察の通達の件については気になったので、南警察に確認したが、県警の正式発表としてそのような通達はないと言われた。また、首輪のついているねこについても一時預かりではなく、愛護センターへの引渡しという形で渡されている。拾った人の代わりに警察が動物愛護センターへ引き渡すとの書面に署名がなされて行われたものである。警察が説明した後で納得して署名しているものである。

動物愛護センターに収容される動物を減らすためにも、どのような仕組みを作っていけばよいのかを考えていくのがこの協議会であると考えている。

【委員】

市のホームページに収容動物の写真が載っているが、ホームページを見ない市民もいる。そのために写真の載った一覧表を作成したが動物病院内に貼ってもらえるのか。

【委員】

全てではないが可能だと思う。啓蒙ということも含めて多くの病院で貼ってくれると思う。不妊手術の是非についてだが、例えば家庭動物に対してと地域ねこに対しては違う。地域ねこに対して手術は必要である。

【会長】

家ねこなのに屋外で生活しているねこが多い。それも含めた適正飼育指導が必要である。ねこの分科会をつくってもいいのではないかな。

愛護基金のあり方やセンター業務へのサポートについて次回整理して話をしていきたい。あと、警察の参加についても再度検討して欲しい。

【委員】

行動学的に言うと、ねこは畳2畳で生活できる。可哀想というのは人間の価値観であり、小さいときから家の中で飼えば怖がって外には出て行かない。

【委員】

他団体等で活躍されている人を招いて協議会で勉強してはどうか。

4つの課題に加えて事件の再発防止の取り組みも協議すべきではないか。

【事務局】

ソムノペンチルの件については紛失の事実はないし、事件にもなっていない。説明
させてもらうが。

【会 長】

次回に協議させてもらう。

【委 員】

次回会議で次々回の日程についても決めていただきたい。

以 上

第 2 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）**1 日 時**

平成 23 年 10 月 18 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 20 分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者**（1）委員 10 名（五十音順 敬称略）**

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹
（代理）、福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

（2）事務局等 3 名

後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要**（1）第 1 回会議録議事要旨等の確認について**

事務局から、「第 1 回会議の議事要旨（案）」、「提言を踏まえた今後の取り組み」及び「動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱い」について一括説明が行われた後、委員から、第 1 回会議の前半で協議会設置要綱修正についての議論が行われたが、そのことが記載されていないとの意見があった。他の委員から記載は不要であるとの意見もあったが、次回会議の際に記載を要望した委員から修正要旨（案）を提出してもらい、記載の是非を協議することになった。

また、委員から動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱いの件などについても協議会で議論するべきであるとの意見もあったが、他の委員からそれらは協議会の場で議論すべきことなのか、他にもっと協議しなければならないことがあるのではないかと、協議事項の整理が必要であるとの意見があった。

（2）協議会における今後の協議事項について

事務局から、「協議会における協議事項」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

殺処分数のゼロという表現だが、自信がある場合はよいが、難しいと感じるのでもう少し柔らかい表現にしたほうがよいのではないかと。

【事務局】

限りなくゼロに近づけようというニュアンスである。

【委員】

交通事故ゼロを目指すのと同じと考えれば、殺処分ゼロを目指すことに違和感を感じないが。

【委員】

多くの市民に周知して大きな運動を起こしていかなければならない。ゼロという表現よりもっと具体的な表現にしたほうがいいのではないか。決めたのであれば最大限の努力をしなければいけない。

【委員】

ゼロの表現に抵抗はない。町内という小さな見方をするのか、市という大きな見方をするのかの違いはあっても、一つひとつの取り組みが大きなものにつながっていくと思う。

【会長】

資料5にある5つのことがらを協議会での今後の協議事項とする。

(3) 新たな財源の確保とその有効な活用の取り組みについて

事務局から、「新たな財源の確保とその使途」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【会長】

単純に考えてはどうか。運用益は無理だが、集まってきたお金を動物のために使っていけるだろう。

【委員】

基金はなかなか成功していない。金利が安いのでその運用益は少ない。

基金を作るとすれば億単位のお金を集めなければならない。今回は基金ではなく、寄付金で対応するとの提案と考えるがそれでよいか。

【事務局】

委員の皆様にはその使途についても意見をいただきたい。

【委員】

現場で活動している側からすると、少しでも、1頭でも早く手術をしたい。

それが不幸な命、センターへの持込を減らす事につながる。基金が目標であるが、このような制度があればもっと活動が進んでいくと思う。

【委員】

しっかりとした目標を掲げなければならないと思う。使途についても考えなければならない。少ない金額ではなくある程度の額を集めなければ制度を作る意味が無

いのではないか。

【委員】

現在、まとまった金額の寄付といった目途がないので原資が特定されているわけではない。まず制度の仕組みを作りたいとのことで、基金ではなく寄付金から始める意味があると思う。

この会議の中でできることからとしているが、財源がなければ進まない課題もある。

【事務局】

市の仕組みとして、一般の寄付として入ると市の一般財源となる。自由に使えるもので市全体としての扱いになる。それでは寄付をした人の思いを生かすことができなくなるので、それを補正予算という形で計上する形を内部で調整している。来年度4月から9月までの間で100万円位を目標額として考えている。

【委員】

寄付行為は所得税・市民税の税金控除の対象となるのか。

【事務局】

ふるさと納税に準じた仕組みを考えている。

【委員】

このような仕組みを作ってもらえれば活動がしやすい。まず街頭募金から始めていきたい。動物のためにこのお金が使われますとの説明がしやすくなる。団体としても何とか集まるのではないか。夢だが将来的には基金ができれば良いと思っている。

【委員】

野良ねこが多いとの声も多いが、寄付金で不妊手術をすることで数が減ってくれば協力してくれる人も増えてくれるのではと思う。私の住んでいる地域では、地域内のねこの手術は寄付でまかなえている。

【委員】

行政と市民の協働の推進についてNPOの設立、その活動の推進が重要である。この協議会もいずれ独立しないといけない。今は市としての枠組みだが、将来的にはこの会が独立して活動から会計まで担えるようになる方向を目指すべきだと思う。

動物愛護関係の某団体は10年ほど活動しており、予算規模は1千万円を超えているがほとんどボランティアで職員も報酬はほとんど出していないようである。

【委員】

この制度の実施を今日決めていただきたい。私の立場で協力はできる。

目標の100万円は低すぎるのではないか。各論はいろいろあるだろうが方向性としては決めてほしい。使途については当座はねこの不妊手術費用でいいのではと思う。適正な料金は医療水準の向上にもつながると思う。

【委員】

公園で活動していると実際に寄付を申し出てくれる人もいる。寄付制度は決してマイナスにはならないと思う。

【委員】

尼崎市民は寄付に対しては反応が鈍いのではないかと思っている。そのことを理解しておかなければいけない。よほど宣伝を大きくして、運動を広げてムードをあげていかなければ難しいと感じる。

議会に対しても事前に説明をしておくべきである。使途についても市民がわかりやすいように整理してほしい。使途についてはねこの不妊手術だけではなくもう少し全般的な表現も必要なのではないか。優先して取り組む課題はお金の付け方によって違ってくるだろう。

【委員】

方向性としてこの場で採決していただければありがたい。市としても内部で協議を進めていくことができる。

【委員】

議会に説明をするということは、市民に向けて説明をするということである。

【会長】

この件に関しては全会一致で合意。これから細かい点で苦勞することはあるだろうが、私たちもできるだけフォローしていきたい。是非進めていただきたい。

(4) 殺処分ゼロに向けた取り組みについて

事務局から、「殺処分ゼロに向けた取り組みについて」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

なお、会議時間が残り少なくなったため、協議については次回会議に持ち越しとなった。

【会長】

P18の保管期間の譲渡されたねこの最長日数はおかしいのではないか。

【事務局】

訂正したものを次回に呈示する。

【委員】

P18ねこの殺処分の項目だが、送致の年齢は概ね1カ月半と書いてあるが、どうなっているのか。犬の場合のように新たに収容される数によって押し出される形での送致ではないのか。

【事務局】

決まっていない。成ねこの場合は収容房の関係での送致というよりは、もう譲渡先が見つからないだろうなどの場合の送致と考えていただきたい。

【委員】

2回以上持ってくるというのは、2回産んでいるということか。

【事務局】

毎年同じような場所で野良ねこが産んでいるということである。それを同じ人が持ってくることになる。

【委員】

持ってくる人に質問等はするのか。

【事務局】

基本的には書類に記入してもらいながら聞き取りをする。顔は大体覚えているので、「地域に野良ねこが多いか」等を聞き、地域での手術の話を見せてもらう場合もある。

【委員】

第1回会議の資料の動物取扱業者への立ち入り調査の件で、今年度どのような形で実施されているかの報告を求める。

警察の通達は、尼崎南署での確認ではなかったとのことだが、昭和52年に県生活衛生課からの照会に県警が回答したものとして存在する。

【委員】

警察の通達の件は、行政ばかりに聞くのではなく、自分で警察に行き行って聞いてきたらいいのではないか。

(5) 次回会議について

次回の会議は11月22日（火）午後2時から同じ場所で行うこととなった。
また、次回の検討項目等については事務局が会長に諮って決めることになった。

以上

殺処分数ゼロに向けた取り組みについて

1 提言の内容

項目 2 : 殺処分数ゼロを目指して

《施策の方向性》

(1) 数値目標について

今後「殺処分数ゼロ」を目指すためにも、「収容数」、「譲渡数」及び「殺処分数」について平成 22 年度実績を基準とした具体的な数値目標を定めること。

- 環境省は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の目標として「引取り数の半減」及び「殺処分数の削減」を示している。本市はこの目標を、犬については平成 22 年度に達成しており、また、ねこについても平成 23 年度に達成が見込める状況にあることから、それらを踏まえた数値目標を定める必要がある。

	H20 年度	H22 年度	H23 年度 (9 月末)	H23 年度 (年度見込)
犬の収容数	224 頭	56 頭	36 頭	60 頭
犬の殺処分数	173 頭	35 頭	17 頭	30 頭
ねこの収容数	700 匹	597 匹	318 匹	360 匹
ねこの殺処分数	693 匹	561 匹	316 匹	350 匹

(2) 収容動物情報の発信について

犬については収容数が急減していることから、収容されたすべての犬の情報を写真を含めホームページに掲載すること。

また、ねこについても可能な範囲でのさらなる情報発信に努めること。

- 平成 23 年度から、収容した犬とねこの写真付き情報をホームページに掲載している。今後の課題は子ねこへの対応である。

(3) 繰り返し引取りを求める者への対応について

所有者からの引取りだけでなく、拾得者からの引取りについても、過去に繰り返し引取りを求めることがなかったか記録を確認するとともに、必要な指導

及び助言を行うこと。

→ 平成23年度から、昨年度と一昨年度のそれぞれの年度に、ねこの引取りを2回以上求めた方のリストを作成し、その方からねこの引取りの依頼があった場合、TNR活動などこれ以上野良ねこを増やさないために取り組みの必要性を説明している。

(4) 犬の殺処分数削減について

犬については、収容されるほぼすべての犬が元々は飼い犬であることから、飼い主に対する適正な終生飼育の徹底など収容数を減らすための取り組みを進めるとともに、ボランティアとの協働を取り入れるなど譲渡数を増やすための取り組みを行うこと。

→ これから協議会で検討を行う。

(5) ねこの殺処分数削減について

ねこについては、収容数がいまだ年間600頭弱あり、また、その多くが所有者の判明しない子ねこであることから、野良ねこの不妊去勢手術をさらに進めるなど収容数を大きく減らすための取り組みを進めるとともに、保管にあたっては動物愛護の視点に則った飼育管理を行うこと。

一方、譲渡数を増やすための取り組みにあたり、春の発情期に集中して持ち込まれる子ねこの対策が重要であることから、その哺育環境の整備や譲渡希望者の発掘など持続可能な方法での問題解決を目指して、その取り組みを検討すること。

→ これから協議会で検討を行う。

2 犬の収容等状況（H22年度実績から）

（1）収容区分

- ・収容される犬の多くが街の中を放浪していた飼い犬の成犬である。
（※迷子になったのか、それとも迷子にさせたのかは不明）
- ・子犬については飼い犬ではなく、南部臨海地域の野犬の産んだ離乳前の子犬である。

（2）収容頭数

収容頭数は年々減少しているが、今後は年間50頭前後で推移すると思われる。

（3）収容後の措置

- ・法令にもとづく「公示」を行う（※飼い主からの引取りは除く）。
- ・周辺7警察署・兵庫県・西宮市へFAXによる情報提供を行う（※同上）。
- ・市のホームページに収容動物の写真付き情報を掲載する。
- ・殺処分施設に送致する日まで動物愛護センターで保管し、「飼い主」若しくは「譲渡希望者」からの申し出を待つ。

（4）保管期間

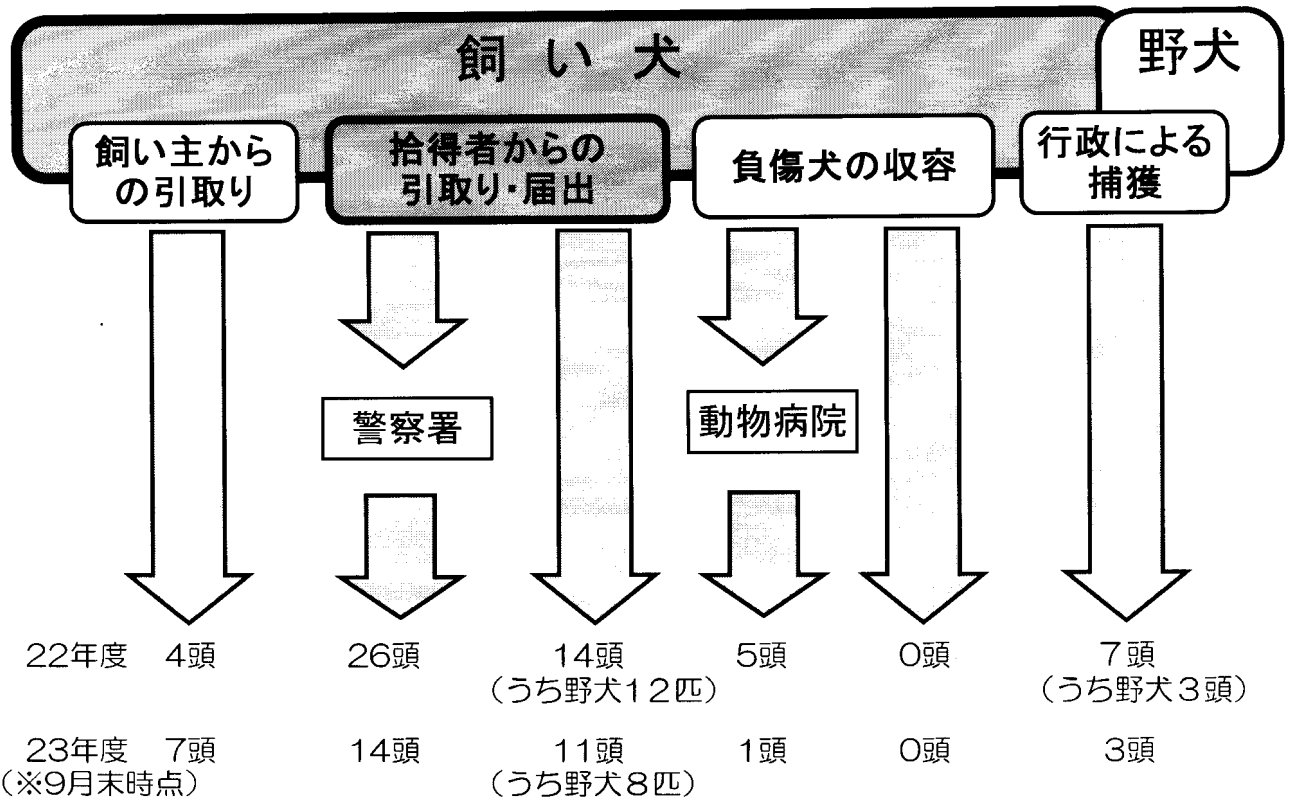
平成22年度に収容された犬の保管期間は次のとおりである。

区 分	頭 数	平均保管期間
返還された犬	5頭	5.2日（最長 18日）
譲渡された犬	19頭	77.1日（最長358日）
殺処分された犬	17頭	49.2日（最長196日）
野犬（離乳前の子犬を含む）	15頭	4.3日（最長 8日）

（5）殺処分

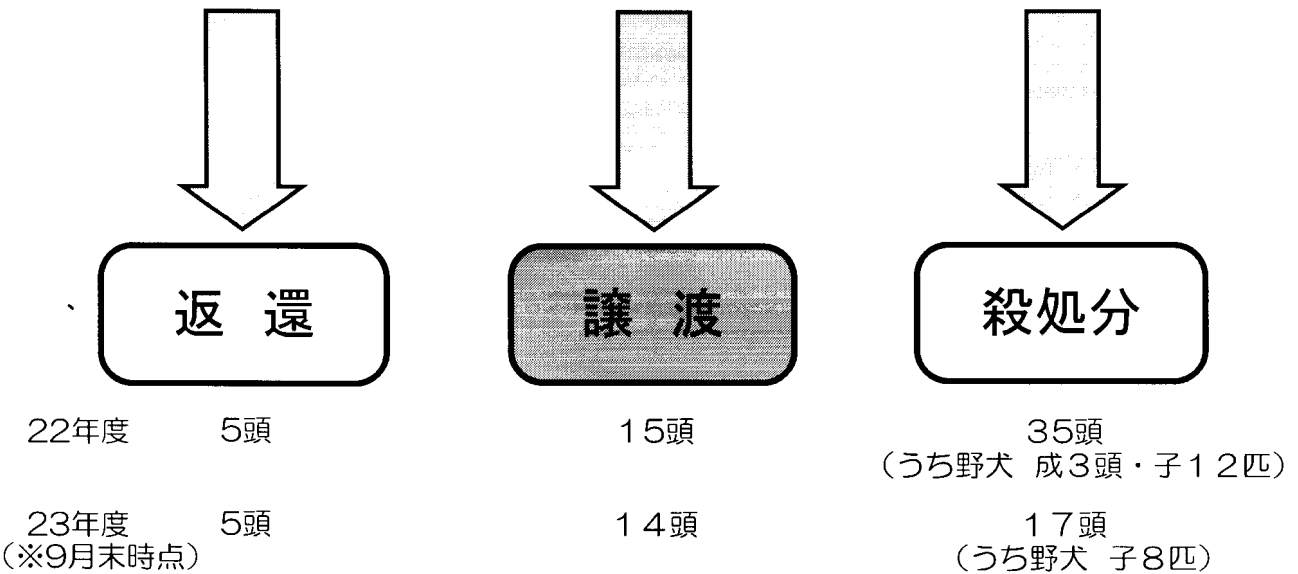
収容房がいっぱいになった時点（なることが明らかになった時点）で、犬の種類・年齢・状態等を総合的に勘案し、最も譲渡されにくいと判断した犬を殺処分施設に送致する。

野犬については、公示期間満了後、すみやかに殺処分施設に送致する。



動物愛護センター

- 法令に基づく「公示」(※飼い主からの引取りは除く)
- 周辺7警察署・兵庫県・西宮市へのFAXによる情報提供(※同上)
- 市のホームページに收容動物の写真付き情報の掲載
- センター内で保管し、「飼い主」若しくは「里親」の申し出を待つ。



3 ねこの収容等状況（H22年度実績から）

（1）収容区分

収容されるねこの多くが所有者の判明しない子ねこである。

（※放し飼いの飼いねこが産んだのか、野良ねこが産んだのかは不明）

（2）収容頭数

収容頭数は年々減少しているが、今後は年間約3～400頭で推移するものと思われる。

（3）収容後の措置

ア 子ねこ

- ・殺処分施設に送致する日（週3回）まで動物愛護センターで保管するが、その多くは離乳前の状態であることから、収容後、速やかに安楽死処置を施す。

イ 成ねこ

- ・法令にもとづく「公示」を行う（※飼い主からの引取りは除く）。
- ・周辺7警察署・兵庫県・西宮市へFAXによる情報提供を行う。（※同上）
- ・市のホームページに収容動物の写真付き情報を掲載する。
- ・殺処分施設に送致する日まで動物愛護センターで保管し、「飼い主」若しくは「譲渡希望者」からの申し出を待つ。
- ・負傷状態にあり、回復の見込みがないと判断したものは収容後、速やかに安楽死処置を施す。

（4）保管期間

平成22年度に収容されたねこの保管期間は、次のとおりである。

区 分	頭 数	平均保管期間
返還された成ねこ（負傷を除く）	4頭	15.3日（最長18日）
譲渡された成ねこ（負傷を除く）	8頭	43.0日（最長92日）
殺処分された成ねこ（負傷を除く）	25頭	44.4日（最長130日）
子ねこ	542頭	0～4日

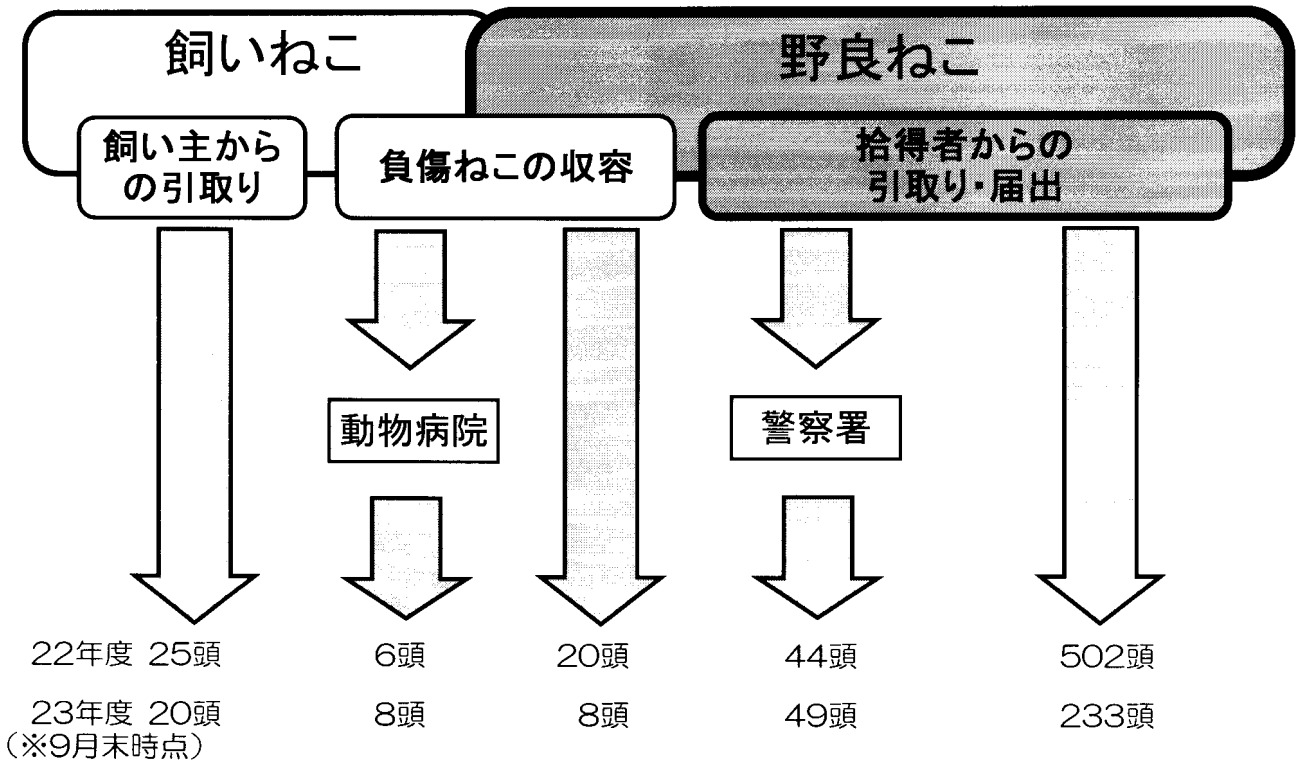
（5）殺処分

ア 子ねこ

- ・殺処分日（週3回）にあわせて、順じ殺処分施設に送致する

イ 成ねこ（負傷を除く）

- ・概ね1ヵ月半保管した後、殺処分施設に送致する。



動物愛護センター

【成ねこ】

- 法令に基づく「公示」（※飼い主からの引取りは除く）
- 周辺7警察署・兵庫県・西宮市へのFAXによる情報提供（※同上）
- 市のホームページに收容動物の写真付き情報の掲載
- センター内で保管し、「飼い主」若しくは「里親」の申し出を待つ。

【子ねこ】

- 処分施設へ送致（離乳前の状態にある場合は速やかに安楽死処置）

返 還

譲 渡

殺処分

22年度 4頭
23年度 0頭
(※9月末時点)

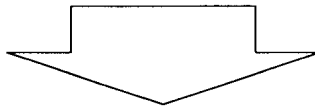
26頭
6頭

561頭
316頭

4 「殺処分数ゼロ」に向けた取り組み

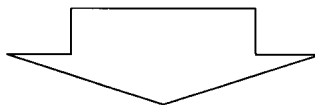
(1) 犬について

【課題1：収容される犬の数を減らす（野犬を除く）】



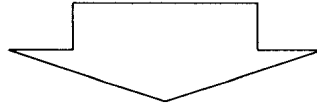
【取り組みの方向性】

- ・ 法律にもとづく犬の登録を行うようにする。
- ・ 最後まで責任を持って犬を飼うようにする。
- ・ 鑑札など犬の身元がわかるものを装着するようにする。
- ・ 飼えなくなった犬を動物愛護センターに引取りを求める前に、新たな飼い主を探すことができるようにする。



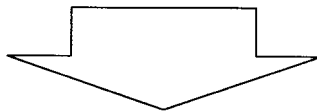
【具体的な取り組み】

【課題2：返還・譲渡される犬の数を増やす】



【取り組みの方向性】

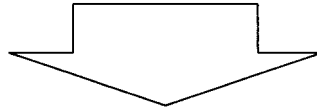
- ・ 収容されている犬の情報をより多くの市民に周知する。
- ・ 尼崎市が犬の譲渡を行なっていることをより多くの市民に周知する。
- ・ 収容されている犬の容姿を良くする。
- ・ 収容されている犬の健康状態を良好にする。
- ・ 収容能力を超えた犬を一時保護してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡希望者の発掘に協力してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡対象者の範囲を見直す。(例：尼崎市民→阪神間の市民)



【具体的な取り組み】

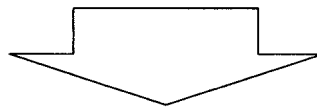
(2) ねこについて

【課題1：収容されるねこの数を減らす】



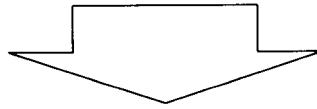
【取り組みの方向性】

- ・最後まで責任を持ってねこを飼うようにする。
- ・飼いねこは不妊去勢手術を行い、室内で飼育するようにする。
- ・野良ねこの不妊去勢手術を進める。



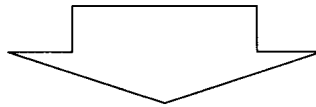
【具体的な取り組み】

【課題 2 : 返還・譲渡されるねこの数を増やす】



【取り組みの方向性】

- ・ 収容されているねこの情報をより多くの市民に周知する。
- ・ 尼崎市がねこの譲渡を行なっていることをより多くの市民に周知する。
- ・ 離乳前の子ねこを自分でエサを食べることが出来る大きさになるまで育ててくれるボランティアを募集する。
- ・ 自分でエサを食べることが出来る子ねこを譲渡されるまで世話をしてくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡希望者の発掘に協力してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡対象者の範囲を見直す。(例：尼崎市民→阪神間の市民)



【具体的な取り組み】